遠野市監査委員告示第５号
平 成 ２ ３ 年 ７ 月 ８ 日

地方自治法第 199条第７項の規定に基づき、平成22年度に財政援助を与えた団体に対する監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員　　佐　藤　サヨ子
遠野市監査委員　　荒　田　良　治
遠野市監査委員　　荒　川　栄　悦

平成23年度財政援助団体監査結果報告書（平成22年度財政援助分）

1　監査の対象

地方自治法第 199条第７項の規定に基づき、平成22年度に財政援助を与えた団体のうち、次の団体に係る事務の執行について監査を行った。

団　体　名	補助金の名称	金　　額	市担当課名
社会福祉法人とおの松寿会	社会福祉法人事業費補助金(特別養護老人ホーム遠野長寿の郷整備に係る貸付金に対する補助金)	31,337,079円	健康長寿課
社会福祉法人遠野市社会福祉協議会	社会福祉法人事業費補助金(遠野市社会福祉協議会事業費補助金)	29,495,000円	福祉課
社会福祉法人遠野市保育協会	社会福祉法人事業費補助金(遠野市保育協会運営事業費補助金)	26,876,000円	福祉課
早池峰バス株式会社	遠野市地方バス路線対策事業費補助金（廃止路線代替バス運行費補助金）	48,830,259円	地域生活課

2　監査の実施日　平成23年６月27日、29日の２日

3　監査方法

監査は、前記１の４団体に対し、当該補助金に係る事務の執行について、市担当課及び当該団体から必要な資料の提出及び提示を求め、それぞれの団体の責任者及び担当者から事業内容、経理等について、聴取するとともに関係書類の抽出検査を行った。

4　監査の結果

実施した４団体とも、補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従い、その要件が整っており、適正に処理されているものと認められた。また、補助金の目的に沿って使用されており、補助の目的・効果は達成されているものと認められた。

補助金の交付による財政的援助は、いずれも公共福祉の充実向上に資するもので、公益上の必要性があるものと認められた。

監査対象とした財政支援団体ごとの監査の結果については、次のとおりである。

(1) 社会福祉法人とおの松寿会

補助金の名称	社会福祉法人事業費補助金(特別養護老人ホーム遠野長寿の郷整備に係る貸付金に対する補助金)
交　付　額	31,337,079円
目　　的	特別養護老人ホーム「遠野長寿の郷」の施設整備のため、社会福祉法人とおの松寿会が遠野地方農業協同組合(現:花巻農業協同組合)から借り入れした資金に係る償還元金及び利息について、債務負担契約書(社会福祉法人とおの松寿会の償還計画表)に基づいて補

	助金を交付する。
監査実施日	６月27日
特記事項	特に問題点は見受けられなかった。 平成14年３月に施設が開所されて以来、職員の研修等にも力を入れており、利用者が満足できるサービスを行っていると認められる。 さらなる利用者へのサービス向上を期待する。

(2) 社会福祉法人遠野市社会福祉協議会

補助金の名称	社会福祉法人事業費補助金(遠野市社会福祉協議会事業費補助金)
交付額	29,495,000円
目的	遠野市社会福祉協議会の円滑な事業運営を図るとともに、地域福祉事業を柱として多種多様化する福祉ニーズに対応する事業を展開するための運営費として、補助金を交付する。
監査実施日	６月27日
特記事項	特に問題点は見受けられなかった。 市民福祉の向上と円滑な事業運営を図るために、必要な補助金の支出であると認められる。 今回の大震災で施設全体が後方支援活動をしている「遠野まごころネット」のボランティア活動拠点となっており、施設の機能が低下している状況に見受けられるが、沿岸被災地区が一日も早く復旧復興ができ、施設が従来どおり使用できるよう回復を願う。

(3) 社会福祉法人遠野市保育協会

補助金の名称	社会福祉法人事業費補助金(遠野市保育協会運営事業費補助金)
目的	遠野市保育協会の円滑な事業運営と提供する福祉サービス(保育・児童の健全育成・子育て支援等)の質の向上及び地域福祉の推進を図るため、その建設及び運営に要する経費に対し、補助金を交付する。
交付額	26,876,000円
監査実施日	６月29日
特記事項	特に問題点は見受けられなかった。 多様な福祉サービスの質の向上と円滑な事業運営を図るために、必要な補助金の支出であると認められる。 保育協会が運営する保育所、児童館、児童クラブ、病児等保育等を含め、子どもを育てる環境は充実されていると認められる。

(4) 早池峰バス株式会社

補助金の名称	遠野市地方バス路線対策事業費補助金（廃止路線代替バス運行費補助金）
交　付　額	48,830,259円
目　　的	市民生活に必要不可欠な交通手段であるバス輸送の確保及び維持のため、道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業を経営する者が廃止したバス路線を運行する場合に要する経費及び市長が必要と認めた廃止路線以外の路線の運行に要する経費について、補助金を交付する。
監査実施日	６月29日
特記事項	市内の高年齢者や免許を保有しない交通弱者にとって、公共交通機関としての足の確保は重要であり、必要な補助金の支出であると認められる。 また、廃止代替バス以外の貸切バス運行等で経費縮減に努力している経営姿勢が認められる。 バス利用客の現状を見ると年々利用客が減少しており、なお一層の経費節減と効率的な運行による損失額の圧縮など、さらなる経営努力を期待する。 市にあっては、平均乗車密度の少ない運行系統の見直しを図るため、まだ実施されていない遠隔地でのデマンド交通の導入や、中学校再編成に伴うスクールバスの活用策など、さまざまな面から公共交通手段の確保と、なお一層の費用対効果についての検討を願う。